＼ NEW！令和７年度より新たに開始しました ／

菊陽町
kikuyo town

菊陽町
小中学校給食費相当補助金

申請から支払までの流れ

●：申請者　●：教育委員会

申請 → 申請書提出 → 審査（納税状況の確認） → 交付決定 → 交付決定通知 → 請求 → 請求書提出 → 支払 → 指定の口座へ振込

申請内容を審査後、支給要件に該当する場合は各学校を通じて交付決定通知書を発出します。

対 象 者

町内に住所を有し町立小・中学校に通う児童生徒の保護者で、下記の要件のいずれにも該当するもの
①申請年度における児童生徒の年齢が学齢期にあること
②町税に滞納がないもの
③やむを得ない事情により学校給食の全部又は一部を停止しており、その期間が連続して10日を超えるもの

補 助 額

給食停止の内容・期間に応じ、給食費相当分の補助金を支給します。ただし、下記の区分に該当しない停止内容（副菜の一部停止など）については、補助の対象となりません。

区分	補助額
①学校給食の全部を停止した場合	1食単価×停止期間中に実施された給食回数
②牛乳のみを停止した場合	牛乳単価×停止期間中に実施された給食回数
③牛乳以外の全部を停止した場合	（1食単価－牛乳単価）×停止期間中に実施された給食回数

（参考）
令和７年度１食単価：小学校２９０円、中学校３４０円
令和７年度牛乳単価：５９．３６円　※10円未満切り捨て

申請方法

菊陽町小中学校給食費相当補助金交付申請書兼同意書を、在籍している学校にご提出ください。

問合せ先

菊陽町教育委員会　学務課学校給食係　☎０９６－２３２－４９１８